

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の作成及び懲戒処分の公表に関する取組状況一覧(教育職員)

(平成26年4月1日現在)

	1 懲戒処分基準の作成状況		2 懲戒処分の公表(67県市のすべてが懲戒処分を公表。)	
	(1)一部基準の具体的項目等	(2)一部基準である理由	(1)公表内容	(2)公表の例外(公表を控える内容)
1 北海道	○		①学校が所在する市町村又は教育局管内、②学校種別、③事故者の性別、職名及び年齢、④処分の量定、⑤事故の概要	わいせつ事故の場合で、処分の公表に当たって児童生徒のプライバシー保護の教育的配慮が必要な案件については、一部公表を差し控える。
2 青森県	△	交通違反、体罰、わいせつ 全般的な基準の作成については検討中である。	被処分者に係る事項(所属の種別・地域、職種、年齢、性別)、事件・事故の概要、処分内容、処分年月日	児童生徒が被害者で、当該児童生徒の権利利益が害されるおそれがある場合等には、公表する内容の全部又は一部を公表しないこととする。
3 岩手県	○		処分日、処分の種類、処分理由、年齢、性別、所属所在地、所属(校種等)、職 ただし、「公表の例外」に該当しない場合は、氏名を公表	①公表に際し、教育的配慮が必要な場合(全部又は一部) ②当該教職員が引き続き職場に留まる場合で、その後の生徒指導等職務遂行への影響が懸念される場合(個人情報)
4 宮城県	○		原則:①発生日、②所属の種別(本庁、小学校、中学校、高等学校等)、③年齢、④管理職、一般職の別、⑤学校の場合、教育職員と教育職員以外の別、⑥事件又は事故の概要、⑦処分内容、⑧処分年月日 例外:免職の懲戒処分を行った場合、飲酒運転を行った場合、警察等で氏名が公にされている場合、その他行為の内容、被害の程度及び社会的な影響等を考慮して公表する必要があると認められる場合には、上記①～⑧のほか、氏名、所属、職名等の個人情報も公表する。	特定の児童、生徒が被害者である場合等第三者の権利利益が害されるおそれがあり、教育的配慮が必要な場合等公表しないことが適当であると認められる場合は、全部又は一部を公表しない。
5 秋田県	○		原則として、①事実の概要、②処分内容、③所属(例えば〇〇地区の高校)、④職名、⑤年齢(例えば〇〇代)、⑥性別。ただし、重大な非違行為(人身事故を伴う飲酒運転、横領、窃盗など)は、学校名、年齢を含め氏名を公表する場合がある。	被害者の人権等、特段の配慮が必要な場合、一部公表しない場合がある。
6 山形県	○		所属の種別、職種、年齢、性別、事案の概要、処分の種類と内容、処分年月日。 なお、懲戒免職処分については、被処分者の所属、職名及び氏名を公表する場合がある。	被害者のプライバシー保護又は公表することが教育的配慮から望ましくない場合は、すべて又は一部を公表しない。
7 福島県	○		①校種又は本庁機関・出先機関の別、②職名、③事件の概要、④処分内容、⑤処分年月日 ※重大な非違行為に対する懲戒処分で免職若しくは停職12月の場合は既に警察により氏名等が公にされている場合は、被処分者の氏名及び所属を公表する。	被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護するため特別な配慮が必要な場合又は教育的配慮が必要な場合には、一部非公表の場合がある。 速度超過等一部の道路交通法違反については、処分件数のみ公表する。
8 茨城県	○		原則として、①被処分者の所属名、②職名、③年齢、④性別、⑤処分対象となった事案の概要、⑥処分の種類及び内容、⑦処分年月日、⑧関連する管理監督責任に関する処分。ただし、重大な非違行為に対する懲戒免職処分及び酒酔い運転又は酒気帯び運転等については、氏名についても公表	被害を受けた児童・生徒等の権利利益を保護するため特別な配慮が必要な場合又は教育的配慮が必要な場合には、一部非公表の場合がある。
9 栃木県	○		原則として、処分日、処分内容、事件概要、所属区分、所属地域、職位、年齢、性別。懲戒免職及び停職6月の者は、所属名、職名、氏名も公表	被害を受けた児童・生徒等の権利利益を保護するため特別な配慮が必要な場合、公表を行わないか、一部のみ公表する。
10 群馬県	○		・免職処分事案 対象教職員の所属名・職・氏名・年齢、処分事由、処分内容、処分年月日 ・停職、減給又は戒告事案 対象教職員の学校種等・職種又は職位・年齢、処分事由、処分内容、処分年月日	被害を受けた児童・生徒が特定されるなどの場合において、被害者等の権利利益の保護等を総合的に勘案し、一部について公表しないことができる。
11 埼玉県	○		原則として、①処分内容、②処分年月日、③職名・年齢・性別、④所属名(課・所・館・学校名)、⑤発生日、⑥事件・事故の概要。免職の場合は、氏名も公表する。	人権への配慮が必要な、児童生徒等に対するわいせつ行為などの場合、公表内容に示したもののうち氏名・所属名など一部を公表しない。交通事故(飲酒運転などの悪質なものは除く。)は所属名・氏名を公表しない。
12 千葉県	○		原則として、①被処分者の属する所属名(県立学校にあっては学校名、市町村立学校にあっては市町村名及び校種名)、②職名、③年齢、④処分内容、⑤処分年月日、⑥事実の概要。ただし、懲戒免職処分及び収賄、横領等社会的影響の大きな事件に係る懲戒処分については、氏名及び市町村立学校にあっては学校名についても公表。	事件の性質上、被害者等が公表しないことを求めている場合等、被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護するため、やむを得ない場合は、処分の公表を行わないことができる。
13 東京都	○		原則として、①校種、②職名、③年齢、④性別、⑤処分程度、⑥処分理由(事案の概要)を公表する。 なお、懲戒免職処分については、原則として被処分者の氏名及び所属名(学校名)も公表	①懲戒免職の場合において、わいせつ行為等の被害者等が事件を公表しないよう求めているときは公表により被害者等が特定される可能性があるときは、被害者等の権利に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないことができる。 ②交通事故(飲酒によるもの及びひき逃げを除く。)
14 神奈川県	○		原則として、①事案の概要、②所属名(職務に関する事案以外の場合は、所在市町村名及び校種)、③職名、④年齢、⑤処分内容、⑥処分年月日。ただし、懲戒免職となった場合又は懲戒免職以外の処分が社会的影響が大きいと認められる場合は、原則として当該職員の氏名を公表	被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合、児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合は、所属名、氏名に代えて所在市町村名及び校種とする。
15 新潟県	○		原則として、①処分年月日、②処分の種類、③被処分者の概要(所属の種別、職種、性別、年代)、④事件の種類、⑤事件の概要。氏名等は原則非公開であるが、懲戒免職になった者の職・氏名は原則公表	被害者の権利に配慮する必要がある場合には、公表しないこともある。
16 富山県	△	交通事犯(交通事故、交通違反)、体罰 交通事犯、体罰以外の事案は件数が少なく、個別のケースに応じて判断する方が適当であると考えられるため。	原則として、①所属区分、②職種、③年齢、④処分内容、⑤処分年月日、⑥処分理由(重大な法令違反や非行の場合で、社会的非難性が極めて高い事案及び教育行政に対する信頼を著しく損ねた事案、警察等により氏名が既に公表されている事案については、氏名を公表する。)	事案の性質上、被害者が公表しないことを求めている場合等、被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護するため、やむを得ない場合は、全部又は一部を公表しない場合がある。
17 石川県	○		原則として、処分年月日、被処分者(所属所在地、所属区分、職名、年齢、性別)、処分内容(処分量定、事案の概要、処分事由) ※免職の場合、原則として氏名、所属校名等を公表する。 ※免職以外の場合においても、学校運営に重大な支障を及ぼす職務事故である場合には、氏名及び所属校名等を公表することができる。	被害者等が公表を望まない場合又は公表により被害者等が特定され、プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合には、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。 (1) 県立学校、市町立学校を問わず、所在地域を「加賀地区、金沢地区、能登地区」とする。 (2) ただし、特別支援学校については、所在地域を公表しない。
18 福井県	○		免職、停職、減給処分について、原則として、処分対象者の所属、職、氏名、年齢、性別、処分内容、事件概要を公表	わいせつ事件等、被害者の権利やプライバシーの保護等の配慮が必要な案件については、所属および氏名を公表しない。

	1 懲戒処分基準の作成状況		2 懲戒処分の公表(67県市のすべてが懲戒処分を公表。)	
	(1)一部基準の具体的項目等	(2)一部基準である理由	(1)公表内容	(2)公表の例外(公表を控える内容)
19 山梨県	○		①被処分職員の当時の所属名・職名、②処分対象事案の概要、③被処分者数、④処分内容、⑤処分日 ※飲酒運転の場合は、氏名も公表する。 ※重大な法令違反や非行の場合で、起訴等により処分対象者の氏名等が明らかでない場合は、処分時の所属名・職名及び氏名を公表することがある。	児童生徒等の人権への配慮が必要な場合、公表を行わないか、一部のみに公表する。
20 長野県	○		1 懲戒処分等後公表 (1)懲戒免職の場合 ア 被処分者の氏名、学校名、職名、年齢、性別 イ 処分内容 ウ 処分の時期 エ 処分の事由 オ 既に懲戒処分前に公表をした事案については、その事実 (2)懲戒免職以外の場合 ア 被処分者の校種等、職位、年齢、性別 イ～オ (1)に同じ。 社会的影響が大きな事件で、逮捕・起訴等により氏名等が公にされている場合は、被処分者の氏名及び学校名等についても公表する。 2 懲戒処分前公表(わいせつな行為等、飲酒運転などの場合) ア 事件・事故の概要 イ 発生時期 ウ 教職員の校種等、職位、年齢、性別 社会的影響が大きな事件で、逮捕・起訴等により氏名等が公にされている場合は、被処分者の氏名及び学校名等についても公表する。	公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、公表に際して適切な措置を取るものとする。
21 岐阜県	○		①懲戒免職の場合 ①事案の概要 ②氏名及び所属名 ③職名 ④年齢及び性別 ⑤処分内容 ⑥処分年月日 (2)懲戒免職以外の場合 ①事案の概要 ②校種及び学校所在地名 ③職名 ④年齢及び性別 ⑤処分内容 ⑥処分年月日	公表により被害者等が特定されるおそれがあり被害者の人権に配慮すべき必要がある場合又は被害者が事件の公表を望まない場合には、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。
22 静岡県	○		(1) 所属の種別(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び事務局・教育機関の別、小学校・中学校・高等学校にあっては、県内の東部・中部・西部の地区別を付す。ただし、職務上の非違行為の場合は、当該職員の所属する所属名を併せて公表する。)、職名、年齢、性別、処分事由、処分内容、処分年月日について公表。 (2) 懲戒免職となった場合は、当該職員の氏名を公表する。また、刑事事件で既に氏名等が報道機関で公になっている場合には、当該職員の氏名等を公表する。	被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等(1)及び(2)によるものが適当でない認められる場合は、(1)及び(2)にかかわらず公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。
23 愛知県	○		①所属名、②職名、職級、③年齢、性別、④処分内容、⑤処分理由、⑥処分年月日 ※免職、氏名をすでに捜査機関が発表している及び故意又は重大な過失による事件・事故等のうち社会的な影響が大きな事案については、原則として職員の氏名も公表する。	被害者が事件の公表を望まない場合又は被害者若しくはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、内容の一部又は全部を公表しないことができる。
24 三重県	○		学校名、処分年月日、職名、性別、年齢、処分内容、根拠法令、処分概要。ただし、懲戒免職処分であって、事案が重大な法令違反や非違行為に該当し、逮捕、起訴等に伴う報道発表等で被処分者の氏名が明らかになっている場合には、その悪質性、社会的な影響等を総合的に検討し、被処分者の氏名を公表することがある。	懲戒処分の理由となった事案に、児童・生徒が直接関係し、かつ、安心・安全な生活を守るため当該児童・生徒に配慮する必要がある場合、及び公表により、第三者(個人)が特定され、当該第三者の正当な利益を害する恐れがある場合については、公表内容に定める一部(学校名及び具体的な職名等)又は全部の公表を差し控える。
25 滋賀県	△	飲酒運転、わいせつ行為	原則として、①処分年月日、②処分の内容、③事案の概要、④被処分者の所属校種(県立学校、市町立小中学校の別)、⑤職名、⑥年齢、⑦性別、氏名等の個人情報公表。ただし、被処分者の所属学校名及び氏名については、懲戒処分等に係る非行内容について、社会的影響、被処分者の職責等を勘案して氏名等を公表することが妥当であると認められた場合に公表する。	被害者が公表を望まない場合、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等は、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。
26 京都府	○		①学校種別(地域)、②職名、③年齢、④性別、⑤処分年月日、⑥処分内容、⑦処分理由 ※免職の場合は、原則として学校名及び氏名も公表。免職以外の場合においても、重大な法令違反や非行等の場合で社会的影響の大きい事案については、学校名及び氏名を公表する場合がある。	被害者等が事件を公表しないよう求めている場合又は公表により被害者等が特定され、プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合は、公表内容の一部を公表しないことがある。
27 大阪府	○		①処分年月日、②処分内容、③処分理由、④処分を受けた職員が勤務する部の名称又は学校の種類、職級及び職種(事務又は技術の区分に限る)及び年齢 なお、職員を懲戒処分として免職した場合、当該職員を刑事訴訟法第230条の規定により告訴し、若しくは同法第239条の規定により告発した場合又は罪を犯し警察等により職員の氏名が既に公表されている場合で、特に必要と認めるときは、当該職員の氏名及び勤務する所属の名称を公表する。	職員の非違行為による被害者が公表しないよう求めるとき、又は公表により被害者等が特定される可能性が大きいなど、被害者の人権に十分配慮する必要があると認められる場合等は、当該職員の所属及び氏名を公表しないことができる。
28 兵庫県	△	飲酒運転、交通事故、体罰	(1)記者発表を行う事案 ①懲戒免職 ②職務遂行に関連する事案(軽微なものは除く。) ③私的行為に係る事案のうち、社会的影響が大きいなど重大な事案については、氏名、所属名、職名、年齢、性別、処分程度、処分理由を公表 (2)それ以外の事案については、所属の所在する自治体又は地域名、校種、職名、年齢、性別、処分程度、処分理由を公表	わいせつ行為等の被害者等が事件を公表しないよう求めているとき又は公表により被害者等が特定される可能性がある等特段の事情がある場合は、被害者等の権利利益に配慮し、公表する項目のうち、氏名を除き、所属の所在する自治体又は地域名及び校種を公表する。
29 奈良県	△	飲酒運転	次の(1)、(2)に該当する場合は、所属名、職名、職員氏名、年齢、事案の概要、処分の内容、処分日を公表する。 (1)飲酒運転等に関する場合 (2)次の非違行為のいずれかに該当する場合 ①職務に関する非違行為 ②社会的影響が大きく、かつ事故報道された非違行為 上記(1)、(2)以外の場合は、職名、事案の概要、処分の内容、処分日を公表する。	被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合はこの限りではない。
30 和歌山県	○		懲戒処分の場合、学校名、職名、氏名、年齢、性別、処分年月日、処分内容、処分事由を公表	被害者等が事件の公表を望まないとき又は公表より被害者等が特定されプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあるときは、被処分者の氏名、所属名等を公表しないものとする。

	1 懲戒処分基準の作成状況		2 懲戒処分の公表(67県市のすべてが懲戒処分を公表。)	
	(1)一部基準の具体的項目等	(2)一部基準である理由	(1)公表内容	(2)公表の例外(公表を控える内容)
31 鳥取県	○		<p>〔報道機関〕 すべての懲戒処分について、以下の内容を公表する。 ①処分年月日、②処分の量定、③所属名、④職名、⑤氏名、⑥年齢、⑦性別、⑧処分の理由、⑨根拠法令 〔県教育委員会のホームページ〕 すべての懲戒処分について、以下の内容を公表する(なお、個別の事案の内容を勘案して例外的扱いを設けるとともに、公表する内容は、個人が識別されないよう配慮する。) ①処分年月日、②処分の量定、③所属・職種、④処分の理由 ※③については、「事務局職員」、「県立学校教職員」又は「小中学校教職員」という名称で公表するなどにより個人が識別されないよう配慮するとともに、④の処分の理由についても、個人が識別されるような内容は公表しないよう配慮する。</p>	<p>懲戒処分のうち次の各号に該当する場合は、個別の事案の内容を勘案して、所属名、氏名等の処分内容の一部を公表しないことがある (1)児童・生徒に対するわいせつ行為等に係る懲戒処分、公表することにより、被害を受けた児童、生徒その他の被害者(以下「被害児童等」といふ)が特定され、当該被害児童等又は第三者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合 (2)被害児童等又はその保護者が公表を拒んだ場合 (3)採用試験関係など機密保持の観点から公表することが適当ではない場合</p>
32 島根県	○		<p>原則として次のとおり ・免職、停職(飲酒運転を行った場合に限る。)の場合 すべてを公表(学校名、氏名、職名、年齢、性別、処分理由等) ・停職(飲酒運転を行った場合を除く。)、減給、戒告の場合 校種、学校所在地域、職名、年齢、性別、処分の量定及び理由</p>	<p>懲戒処分に関し、次に掲げる事情があるときは、被害者その他の関係者の人権に配慮して、その内容の全部又は一部を公表しないことができる。 ・被害者その他の関係者が公表しないことを求めているとき。 ・被害者その他の関係者のプライバシーその他の権利利益を保護する必要があるとき。</p>
33 岡山県	○		<p>被処分者の所属、職名、氏名、年齢、処分の種類、程度、処分事由及び発令日を公表することを原則とする。</p>	<p>次のような事案については内容の一部を公表しないことがある。 ・被害者その他の関係者の生命、健康、生活又は財産を保護するなど人権に配慮する必要があると判断されるとき。 ・被害者等関係児童・生徒への教育的配慮が必要と判断されるとき。</p>
34 広島県	○		<p>個人のプライバシーに十分配慮し、被処分者が特定されないような手法で、次の6項目を公表する。 なお、被処分者が、事務局及び学校において管理監督の職責にある職員である場合、懲戒免職処分の場合及び刑事事件に関与し逮捕されマスメディア等で実名で報道されるなど社会的に大きな影響を与える重大な事案に係る処分の場合には個人名も公表する。 (公表内容) ・処分年月日 ・被処分者の所属 ・被処分者の役職 ・被処分者の年齢 ・処分内容 ・処分理由の概要</p>	<p>児童・生徒への教育的配慮が必要と判断される場合には公表しないことがある。</p>
35 山口県	○		<p>原則として、①処分時期、②被処分者の所属等(所属名、職位、氏名、年齢)、③処分内容、④処分理由を公表する。ただし、氏名については、重大な非違行為により免職となった場合に限る。</p>	<p>被害者がいる場合は、公表の内容について検討する場合がある。</p>
36 徳島県	○		<p>・免職又は停職の場合 氏名、所属名、職名、年齢、性別、事案の概要、処分内容、処分年月日 ・免職及び停職以外の場合 所属校種(又は所属名)、職名、年齢、性別、事案の概要、処分内容、処分年月日 ・免職及び停職以外の場合であっても、重大な法令違反等の場合にその職員の職責等を勘案し、社会的影響が大きいと判断される場合には、氏名を公表するものとする。 ・部下職員が懲戒処分を受けた場合、管理監督責任を理由にした文書訓告等の処分について、あわせて公表することが適当と考えられる場合には、公表するものとする。</p>	<p>公表により被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等にあつては、必要に応じ公表の内容の一部又は全部を公表しないことができる。</p>
37 香川県	△	交通事故及び交通違反、セクハラ、わいせつ、体罰、監督責任	<p>学校が属する地域名、校種、職種、性別、年齢、処分理由(管理職の場合は、これに加えて氏名も公表している。)</p>	<p>被害者が事件を公表しないよう求めるとき、又は公表により被害者が特定される可能性が大きい場合など、被害者の人権に十分配慮する必要がある場合は公表しない。</p>
38 愛媛県	○		<p>・免職又は停職の場合 処分年月日、処分内容、被処分者の所属(課所名、学校名)、職名、氏名、年齢、性別、処分事由(事案の概要) ・減給又は戒告の場合 処分年月日、処分内容、被処分者の所属(事務局、教育機関、公立小学校、公立中学校、県立学校)、職名(事務局:課長級、係長級、一般職員等 学校:校長、教頭、教諭等)、年齢(何十歳代)、性別、処分事由(事案の概要) ただし、社会に及ぼす影響が著しい事案の場合や、警察等で所属や氏名等が公にされている場合については、所属(課所名、学校名)、職名、氏名、年齢も公表する。</p>	<p>被害者及び関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要だと判断した場合には、公表内容に定める事項の一部又は全部を公表しない。</p>
39 高知県	△	飲酒運転	<p>懲戒処分については、「所属校種」、「職名」、「処分の種類・程度」、「処分日」、「処分事由」を公表することを原則とする(所属名、氏名及び年齢は停職以上の処分の場合に公表)。</p>	<p>被害者及び関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために、やむを得ないと判断される場合は、内容の一部又は全部を公表しないことがある。</p>
40 福岡県	○		<p>原則として被処分者の性別、年齢、所属(学校の場合は、所在する市郡名及び学校種、事務局等の場合は、本庁出先の別)、職名、処分時期、処分の種類・程度、処分の理由とする。 ただし、懲戒免職事案については、一般県民又は児童・生徒のプライバシーを侵害するおそれが認められる場合を除き、被処分者の氏名及び所属名についても情報提供する。</p>	<p>被処分者が特定されることによって、児童・生徒のプライバシーが侵害されるおそれがある場合は、公表内容の一部を公表しないことがある。</p>

	1 懲戒処分基準の作成状況		2 懲戒処分の公表(67県市のすべてが懲戒処分を公表。)	
	(1)一部基準の具体的項目等	(2)一部基準である理由	(1)公表内容	(2)公表の例外(公表を控える内容)
41 佐賀県	○		学校が属する地域名、校種、職名、年齢、性別、処分内容、処分年月日、処分の理由、事案の概要を公表している。 なお、懲戒免職の事案や社会に及ぼした影響が著しい事案等に関する処分の場合は、学校名及び氏名も公表している。	公表することにより被害者等、特に児童生徒、保護者の権利利益が著しく侵害されるおそれがある場合は、内容の一部又は全部を公表しない。
42 長崎県	○		被処分者の郡市、所属区分、職名、年齢、性別、処分年月日、処分の種類、処分事由を原則とし、懲戒免職処分及び報道等により被処分者の氏名等が公表されている事案は、所属名及び氏名も公表する。	被害者の人権に配慮して、次のいずれかに該当する場合は、公表内容の一部を公表しないことができる。 ①被害者等が公表しないことを求めている場合 ②被害者等のプライバシーその他の権利利益が侵害されるおそれがある場合
43 熊本県	○		1 公表する処分 (1) 地方公務員法29条に基づく懲戒処分(免職、停職、減給、戒告) (2) 地方公務員法第28条に基づく休職の分限処分(刑事事件に関して起訴された場合のみ) (3) 上記(1)に関連しての服務監督に対する訓告を行った場合 公表内容は、次に掲げる項目とする。処分日、処分量定、処分事由、事案の概要、所属区分(本庁、地方機関、小学校、中学校、県立学校)なお、学校については、熊本市又は所在する教育事務所名を追加する。職級(事務局:課長級、課長補佐級、係長級等、学校:校長、教頭、教諭等)、年齢、性別 2 氏名等の公表 (1) 次の①、②のいずれかに該当する場合は、処分日、事由等に加え、所属名及び氏名を公表する。 ① 免職の懲戒処分を行った場合 ② 飲酒運転で懲戒処分を行った場合 (2) (1)以外で警察発表等によって既にその所属名や氏名が明らかになっている場合で社会的な影響が大きい場合は、所属名又は氏名を公表する。 (3) (1)、(2)にかかわらず、所属名及び氏名を公表しないことができる。	次の①、②、③のいずれかに該当する場合は、所属名及び氏名を公表しないことができる。 ① 児童生徒その他の被害者等が公表を拒んだ場合 ② 公表により児童生徒その他の被害者等が特定されるおそれがある場合 ③ 公表により第三者の権利利益が侵害されるおそれがある場合
44 大分県	○		原則として、被処分者の所属区分・職級・年齢・処分時期及び事実の概要とする。ただし、免職の場合や報道等で既に被処分者の氏名が明らかなる場合は氏名も公表する。	氏名を公表することにより、児童生徒等の権利・利益が侵害されるおそれがある場合
45 宮崎県	○		①学校所在地の市又は郡、②小・中・県立学校の別、③職名、④年齢、⑤性別、⑥処分日、⑦処分内容、⑧処分の対象となった事実の概要を原則公表する。また、社会的に重大な事案について免職又は停職6月の懲戒処分を行った場合は、氏名及び所属名を原則公表する。	次の場合は、懲戒処分時点で一部又は全部を公表しないこととする。 ①被害者や被害者の保護者等が公表を望まない場合。 ②氏名等を公表することにより被害者等、特に児童・生徒、保護者の権利・利益が著しく侵害されるおそれがある場合。 なお、懲戒処分時点で全部非公表とした事案については、処分日の属する年度の翌年度の5月末を目的に、当該処分年度の状況を公表する。この場合の公表内容は、原則として次の項目とする。 ①職名等、②処分内容、③処分の対象となった事実の概要、④非公表とした理由
46 鹿児島県	○		所属(地区名及び小学校、中学校、県立学校の別)、職名、年齢、性別、処分の種類及び程度並びに時期、事案の概要(関係者の個人情報等を除いた部分)。ただし、氏名と所属については、懲戒免職処分を受けた場合及び懲戒免職処分を受けた所属職員の管理監督者として懲戒処分を受けた場合は公表	特に被害者の人権等に配慮すべき事情のある事案等に関し、教育委員会が決定した場合
47 沖縄県	○		(1)所属について ①地域又は所在市町村、②校種、③所属名(免職事案に限る。) (2)被処分者について ①職名、②氏名(免職事案に限る。)、③性別、④年齢、⑤処分年月日、⑥処分の種類、⑦処分の対象となった事実の概要 (3)被害児童生徒について ①性別、②学年	児童生徒のプライバシー保護が特に強く求められると判断した場合
48 札幌市	○		事案概要、処分内容、処分日、所属、職位、性別、年齢。ただし、懲戒免職の場合は氏名を公表する。	被害者のプライバシー等への配慮が必要な事案で被害者が公表を望まない場合
49 仙台市	○		公表する内容は、原則として次のとおり。 ①事案概要、②学校の行政区名、③校種、④年齢、⑤管理職・一般職の別、⑥教育職員と教育職員以外の別、⑦処分内容、⑧処分年月日(ただし、懲戒処分、飲酒運転、警察等で氏名等が公表されている場合や行為の内容、被害の程度、社会的な影響等を考慮して公表する必要がある場合は、氏名・学校名・職名等を公表する。)	児童生徒が被害者である場合等、第三者の権利利益が著されるおそれがあり、教育的配慮が必要な処分事案については、被害児童生徒等が特定されない範囲で処分内容を公表している。
50 さいたま市	○		処分内容・処分年月日・職名・年齢・性別・学校名等・発生年月日・事件事故の概要を公表する。懲戒免職の場合は、氏名も公表する。	被害者等が公表しないことを求めている場合は、処分の公表を行わないものとする。 以下の場合には、学校名、氏名は公表しない。 ・被害者が特定される可能性が高い場合 ・同じ学校に在籍する児童生徒等に対するわいせつ行為の場合 ・交通事故の内、死亡事故や悪質な違反行為による交通事故でない場合
51 千葉市	○		・原則として、被処分者の所属局名(校種)、職名、年齢、処分内容、処分年月日、事案概要を公表する。 ・収賄・横領、飲酒運転による交通事故等、故意又は重大な過失による事件で、社会的影響が極めて大きい場合は記者発表しており、併せて所属部署名、氏名を公表する。その他は資料配布等により情報提供している。	被害者のプライバシーに配慮が必要がある場合等、被害者等の権利利益を侵害するおそれがある場合には公表を控えることがある。
52 川崎市	○		処分を受けた職員の職名、年齢、性別、処分内容、処分理由、処分年月日、学校名(職務遂行に係る事案以外の事業にあっては、学校の所在区及び校種)	被害者若しくはその保護者等がその事件を公表しないよう求め、又は公表することにより被害者が特定される可能性が高いと見込まれ、当該被害者のプライバシー等の保護が十分果たせなくなるおそれがあるとき。
53 横浜市	○		氏名、学校名、補職名、性別、年齢、処分日、処分内容、事件の概要、監督者責任	わいせつ事案等において、公表することにより、被害者が特定される可能性が高く、プライバシーの保護が十分に果たせなくなるおそれがある場合は、被処分者の氏名及び学校名並びに被処分者の補職名、事件の概要及び監督者の責任に係る情報のうち被害者が特定されうる情報を公表しないこととする。
54 相模原市	○		①事案の概要、②所属名(被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童生徒に対して教育上特に配慮を要する場合は校種)、③職名、④教職員氏名(懲戒免職となった場合又は懲戒免職以外の処分で社会的影響が大きいと認められる場合に限り公表)、⑤年齢(監督責任の場合を除く。)、⑥処分内容、⑦処分年月日	被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童生徒に対して教育上特に配慮を要する場合は、所属名、氏名の代わりに校種を公表する。

	1 懲戒処分基準の作成状況		2 懲戒処分の公表 (67県市のすべてが懲戒処分を公表。)	
	(1)一部基準の具体的項目等	(2)一部基準である理由	(1)公表内容	(2)公表の例外(公表を控える内容)
55 新潟市	○		事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表することとする。 懲戒免職処分を行った場合は、職員の所属、氏名も公表し、それ以外の懲戒処分で社会的影響の大きい場合も、職員の所属、氏名を公表することがある。	被害者及び関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれのある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないこととする。
56 静岡市	○		所属の種別・職名・年代・性別・処分事由・処分内容・処分年月日。免職の場合は、所属名・職名・氏名・年齢・性別も公表する。	懲戒処分等の原因となった非違行為の内容により、特に被害者等の人権及びプライバシーに配慮する必要があると認められる場合には、被害者等の保護の観点から一部又は全部の公表を行わないものとする。
57 浜松市	○		職務の遂行に関わる懲戒処分及び職務外の非行等で停職以上の処分については、処分内容及被処分者の属性等について、個人が識別されない内容で公表することを原則とする。また、事案の態様や処分の量定、職位などを勘案し社会的影響が大きいと判断される場合、その他必要と認められる場合は氏名等を含めて公表する。	公表により被害者又はその関係者等の權益を著しく損なう恐れがある場合等には、一部又は全部を公表しない場合もあるものとする。
58 名古屋市	○		処分を受けた職員の所属及び職の段階、処分の理由・内容、処分をした日、その他必要と認められた事項	公表することにより処分を受けた職員以外の者の権利利益を害するおそれのある場合、もしくは教育指導に支障をきたすおそれがある場合においては、公表しない。
59 京都市	○		被処分者の学校名、職名、年齢、性別、処分内容、処分理由を公表する。 また、懲戒免職及び懲戒停職処分の場合、刑事事件につき所管庁が既に氏名を公表している場合及び故意又は重大な過失による事件で社会的影響が極めて大きい場合には、被処分者の氏名も公表する。	「被害者等が事件を公表しないよう求めているとき又は被害者等のプライバシーに特に配慮する必要がある場合」、「子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす恐れがある場合」及び「学校教育活動に重大な影響を及ぼす恐れがある場合」には、一部又は全部を公表しない。なお、公表しないこととした処分についても、当該処分を発令した日の属する年度の翌年度の8月の時点で、処分内容について、公表しても被害者等のプライバシー、子どもの心身の発達及び学校教育活動に特に影響を与える恐れがないと認められる場合には、当該処分を発令した日の属する年度の翌年度に発行する「人事行政白書」において公表する。
60 大阪市	○		原則として、被処分者の所属校種、階級、職種、年齢、処分内容、処分年月日、事案概要、ただし、懲戒免職処分、停職3月以上の処分及び社会的影響が特に大きいと認められる事案については、被処分者の氏名、補職及び学校園名又は事業所名を公表する。	被害者のプライバシー等の人権に配慮する必要がある場合や、教育的配慮を必要とする場合は、例外として公表しない。
61 堺市	○		原則として、①事案の概要、②処分量定、③懲戒処分の理由、④処分年月日、⑤被処分者の所属校種、⑥被処分者の職種、⑦被処分者の年齢を公表する。なお、社会的に及ぼす影響が大きい事案については、個人情報も公表する場合があります。	事件の性質上、被害者又はその関係者が公表しないことを求めている場合や、被害者又はその関係者の人権及びプライバシーその他の権利利益を侵害するおそれがある場合は、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。
62 神戸市	○		① 処分日、事件概要、処分量定、管理職(例えば事務局課長級)または担当職員の別、職名(事務職員・技術職員等)、年齢、性別を公表する。 ② なお、懲戒免職の場合や、刑事事件や飲酒運転による交通事故等、社会的影響が大きい場合には、上記①の公表内容に加えて、所属課名、氏名についても、原則、公表する。 ③ 教員については、校種、職名(校長、教頭、教諭等)、学校所在地の区名を、原則、公表する。 ただし、体罰に係る処分については、学校名も、原則、公表する。	被害者のプライバシー等の人権に配慮する必要がある場合や、教育的配慮を必要とする場合は、例外として公表しない。
63 岡山市	○		①懲戒処分等を行った年月日、②懲戒処分等の内容、③所属機関名、④職位、⑤年齢層、⑥懲戒処分等に至った事案の概要 懲戒処分の対象となった職員の行為が重大な法令違反又は非行に当たる場合であって、社会に及ぼす影響が著しく大きいと認められるときは、⑤を除く事項に加えて、年齢、性別、氏名及び職員が課等に所属する場合には、当該課名等を公表する。	次のいずれかに該当するときは、懲戒処分等の全部又は一部について公表を行わない。 ・懲戒処分等の対象となった職員の行為に係る被害者等が公表しないことを求めている場合であって、その必要があると認められるとき。 ・公表することにより懲戒処分等の対象となった職員の行為に係る被害者等が特定されるおそれがある等の場合であって、被害者等に配慮する必要があると認められるとき。
64 広島市	○		原則として、被処分者の所属、職位、年齢、処分内容、処分理由及び処分年月日を公表する。ただし、免職の場合は、氏名も公表する。	・被害者のプライバシー等への配慮が必要な事案で被害者が公表を望まない場合 ・被害者が未成年であり、その健全な育成を図る上で特別な配慮が必要な事案で、被害者の保護者が公表を望まない場合
65 北九州市	○		被処分者の所属(区及び校種まで)、職級、年齢、性別、処分年月日、処分の種類及び程度、処分理由、事案概要を公表 ただし、免職及び停職の場合は、学校名、氏名も公表	・公表により被害者が特定されるなど二次的な被害が発生するおそれが高い場合 ・公表により被処分者以外の者の権利利益を著しく害するおそれが高い場合
66 福岡市	○		・校種、学校が所在する行政区、役職、年齢、性別、処分時期、処分内容、事実の概要 ・職務と関連のある事案であって免職を行ったもの、その他特に必要と認められるものについて、所属、職名及び氏名等の個人情報併せて公表する場合があります。	・プライバシーに配慮すべき事案 ・職務とは関連のない事案で悪質でないもの
67 熊本市	○		1 公表する処分 (1) 地方公務員法第29条に基づく懲戒処分(免職、停職、減給、戒告) (2) 地方公務員法第28条に基づく休職の分限処分(刑事事件に関し起訴された場合に限る。) (3) 第1号に関連しての服務監督に対する訓告 2 公表の内容 (1) 公表内容は、次に掲げる項目とする。 処分日、処分量定、処分事由、事案の概要、所属区分(小学校、中学校)、職名(校長、教頭、教諭等)、年齢、性別 (2) 氏名等の公表 ア 次のいずれかに該当する場合は、(1)の項目に加え、所属名及び氏名を公表する。 (ア) 免職の懲戒処分を行った場合 (イ) 飲酒運転で懲戒処分を行った場合 イ ア以外で警察発表等によって既にその所属名や氏名が明らかになっており、かつ、社会的な影響が大きい場合は、所属名又は氏名を公表する。	次のいずれかに該当する場合は、所属名及び氏名を公表しないことができる。 (ア) 児童生徒その他の被害者等が公表を拒んだ場合 (イ) 公表により児童生徒その他の被害者等が特定されるおそれがある場合 (ウ) 公表により第三者の権利利益が侵害されるおそれがある場合

(参考)平成26年4月1日現在
(懲戒処分基準の作成状況)
○…処分全般の基準を作成(60)
△…一部作成(7)

(参考)平成25年4月1日現在
(懲戒処分基準の作成状況)
○…処分全般の基準を作成(59)
△…一部作成(8)

(参考)平成24年4月1日現在
(懲戒処分基準の作成状況)
○…処分全般の基準を作成(57)
△…一部作成(9)
×…基準なし(1)